

📖 国家外貨管理局による「一部資本項目に係わる外貨業務関連問題の更なる明確化・規範化についての通知」の公布について

2011年11月23日
第41号

企画部 調査課

国家外貨管理局は、2011年11月9日付で「一部資本項目に係わる外貨業務関連問題の更なる明確化・規範化についての通知」(匯発[2011]45号 以下「通知」と略)を公布・施行しました。本通知では、資本項目下の外貨業務においてこれまで取扱方法が必ずしも明確でなかった点の明確化・規範化を図っており、具体的には、①：外商投資企業の外貨資金支払、外貨建て資本金の人民元転管理 ②：外商投資企業の外債管理 ③：土地保証金口座管理 ④：個人の資産売却口座管理につき規定しています。

今回の「通知」は、外商投資企業の外貨建て資本金の人民元転取引の取扱いをより明確化・規範化しているほか、外商投資企業の外債管理の強化についても明記しています。特に、短期外債が期限延長等により借入期間が1年を超えた場合には外債管理上残高ベースでなく発生額ベースで管理するという内容が明文化されています。今後の当局による運用によっては、外債枠を活用し親会社から外貨建て借入をする場合に借入期間に制限がかかり、外商投資企業の資金繰りに相応の影響を与える可能性もございますので、注意が必要です。

以下では、今回の「通知」に記載されている事項の中で、外商投資企業にとって影響が大きいと考えられる事項について、概略をご案内します。

◆外商投資企業の外債管理の強化

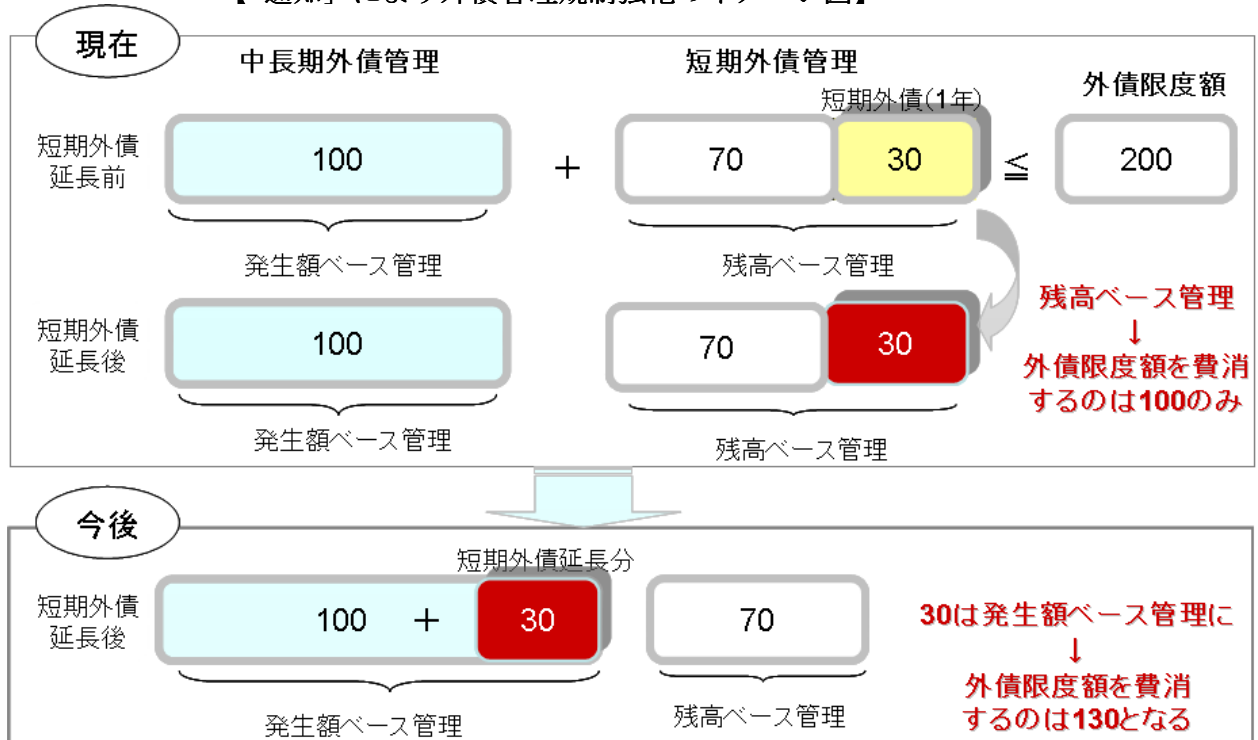
「通知」では、外商投資企業の実際の対外債務枠は、政策規定に基づき設定された外債限度額に、外資株主による払込済み資本金の比率を掛けて計算すると明記されています。

また、外商投資企業の外債の期日延長等について、「通知」では

①外商投資企業の外債返済期限が到来しているにも関わらず、外債変更登記手続きが行われていな

い場合には、外貨管理局は当該企業の新規外債に関する登記申請の受付を一時的に停止する、②外商投資企業の短期外債において、期日超過や期日延長し、実際の借入期限¹が1年を超えている場合、当該外債は発生金額に基づき外商投資企業の外債限度額に取り入れてコントロールする、としています。

【「通知」により外債管理規制強化のイメージ図】



「通知」及びその他の関連規定に基づき三菱東京銀行UFJ（中国）企画部調査課作成

返済までの期間が1年以内の短期外債は、残高ベースで管理されていますが、今回の「通知」が記載通りに運用された場合には、短期外債が期限延長等で実際の借入期限が1年超となった場合には、中長期外債と同様に発生金額ベース²で管理されるようになりますので、今後、外貨管理局がどのような運用を行っていくのかについては、特に注意が必要です。

◆外貨建て資本金を人民元転することにより取得した人民元資金の使用制限

①域内持株投資への使用の禁止

「通知」では、匯綜発[2008]142号で規定されている、外商投資企業が外貨建て資本金を人民元

¹ 当該外債の初回引出日から足元の期日または新規に約定した期限日までの時期。

² 2003年3月1日より施行された「対外債務管理暫定規定」及びその他の関連規定によれば、「企業の中長期外債累計発生額と短期外債残高及び域外機構担保プロジェクト残高の合計金額は「投注差」（総投資金額と登録資本との差額）範囲内に抑えなければならない。

転することにより取得した人民元資金を利用しての域内持分投資への使用の禁止を改めて明記したほか、関係主管部門の批准を取得した持分投資類外商投資企業がその外貨建て資本金を利用して持分投資を行う場合、及び域内中資機構が資産売却口座内の外貨資金を利用して域内持分投資を行う場合には、外商投資性会社の外貨出資管理原則に基づき取扱うこととしています。

②委託貸付の実行／企業間貸借の返済等への使用の禁止

「通知」では、外商投資企業が、外貨建て資本金を人民元転することにより取得した人民元資金による委託貸付の実行や企業間貸借の返済（第三者による立替金を含む）、及び第三者に転貸した銀行借入資金の返済には利用できない旨が明記されています。

なお、外商投資企業が、外貨建て資本金を人民元転することにより取得した人民元資金を、既に使用済みの銀行借入（委託貸付による借入れを含む）の返済に充当する場合には、銀行に対して以下の資料を提出することを義務付けています。

- 元の銀行貸付契約書（または委託貸付契約書）
- 貸付契約書に記載された用途に一致した人民元貸出資金の使用インボイス
- 元の貸付銀行が発行した貸付実行ステートメント等貸付資金の使用完了の証明資料

◆土地譲渡金の支払

「通知」では、外貨建て資本金を人民元転することにより取得した人民元資金による土地譲渡金支払について、銀行に提出すべき資料を明記しています。また、銀行に対しては、関連契約、納税通知書と人民元転支払財政専用口座の一致性を厳格に審査することを要求しています。

- 国有建設用地譲渡契約書
- 関連する非税納付通知書等の資料

なお、匯綜発[2008]142号では、「外商投資不動産企業を除き、外商投資企業は外貨建て資本金の人民元転により取得した人民元資金を以って、自社使用ではない域内不動産を購入してはならない。」と規定していますが、今回の「通知」でも、当該内容が改めて明記されています。

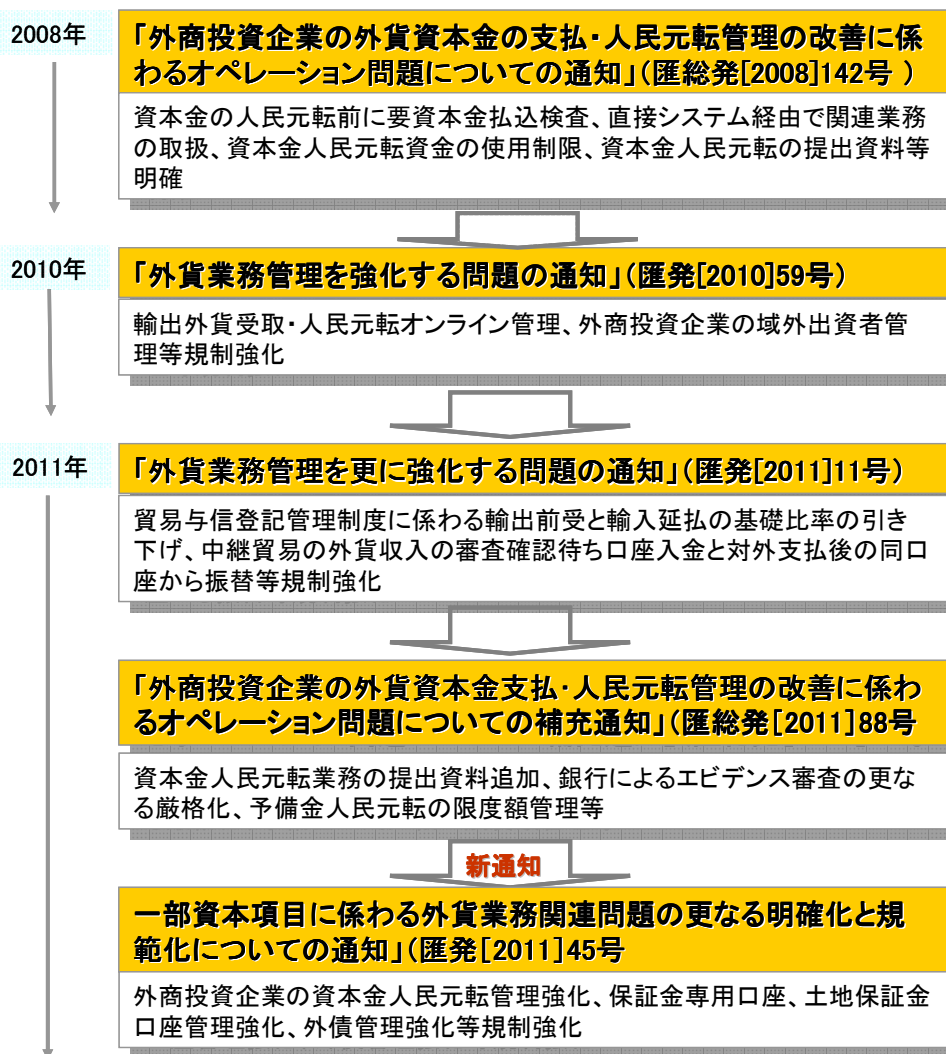
◆保証金専用外貨口座の管理

「通知」では、外商投資企業が、原則として、外貨建て資本金の人民元転により取得した人民元資金により、各種保証金の支払いを行ってはならない旨を明文化しています。

また、外商投資企業が、外貨建て資本金を人民元転せずに、外貨のまま直接保証金を支払う場合には、保証金の受取人は、所在地の外貨管理局において、保証金専用外貨口座の開設を申請することができるとしています。ただし、当該専用口座の収支範囲は以下の通りに限定されており、且つ保証金専用外貨口座内の外貨資金の人民元転は禁止されています。

- ✚ 収入範囲：真実な取引背景のある保証金の入金
- ✚ 支出範囲：元の送金口座への返金

外貨管理局が直近に公布・施行した外商投資企業の外貨建て資本金の管理の関連法規については、下表をご参照ください。



過去の関連規定に基づき三菱東京銀行 UFJ (中国) 企画部調査課作成

以 上

以下は中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局关于进一步明确和规范部分资本项目外汇业务管理有关问题的通知 汇发[2011]45号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为防范跨境资本流动带来的金融风险，促进国际收支基本平衡，根据外汇管理有关规定，现就进一步明确和规范部分资本项目外汇业务管理有关问题通知如下：</p> <p>一、进一步规范外商投资企业外汇资金支付结汇管理</p> <p>（一）外商投资企业不得以外汇资本金结汇所得人民币资金用于境内股权投资。经相关主管部门批准的股权投资类外商投资企业以其外汇资本金、境内中资机构以资产变现账户内的外汇资金进行境内股权投资，参照外商投资性公司的外汇出资管理原则办理。</p> <p>（二）外商投资企业以外汇资本金结汇所得人民币资金支付土地出让金的，办理结汇业务的银行应要求企业提交国有建设用地出让合同以及相应的非税缴款通知单等材料，严格审核相关合同、缴款通知单以及结汇支付财政专户之间的一致性。非房地产类外商投资企业不得以结汇所得人民币资金支付购买非自用房地产的相关费用。</p> <p>（三）外商投资企业不得以外汇资本金结汇所得人民币资金发放委托贷款、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还转贷予第三方的银行借款。外商投资企业以外汇资本金结汇所得人民币资金偿还已使用完毕的银行贷款（含委托贷款），银行应要求结汇企业提供原贷款合同（或委托贷款合同，下同）、与贷款合同所列用途一致的人民币贷款资金使用发票、原贷款行出具的贷款发放对账单等贷款资金使用完毕的证明材料，并留存复印件备查。</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局による一部資本項目外貨業務管理関連問題の更なる明確化・規範化の通知 匯發 [2011] 45 号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局：</p> <p>クロスボーダー資本流動による金融リスクを防ぎ、国際収支における基本的な均衡を促進するため、外貨管理の関連規定に基づき、一部の資本項目外貨業務管理関連問題の更なる明確化・規範化を以下に通知する。</p> <p>一、外商投資企業による外貨資金支払・人民元転の管理を更に規範</p> <p>（一）外商投資企業は、外貨資本金の人民元転による人民元資金を域内の持分投資に使ってはならない。関連主管部門の批准を得た前提で、持分投資類外商投資企業が外貨資本金、域内中資機構が資産売却口座内の外貨資金で域内持分投資を行う場合、外商投資性会社の外貨出資管理原則に従って取扱う。</p> <p>（二）外商投資企業は、外貨資本金の人民元転による人民元資金で土地譲渡金を支払う場合、人民元転業務を行う銀行は、当該企業に国有建設用地譲渡契約書および関連する非税納付通知書など資料の提出を要求し、関連契約、納付通知書および人民元転支払用の財政専用口座の間で一致性を厳格に審査しなければならない。非不動産類外商投資企業は、人民元転による人民元資金を自社使用ではない不動産購入に関わる支払いに使ってはならない。</p> <p>（三）外商投資企業は、外貨資本金の人民元転による人民元資金で委託貸付、企業間貸借の返済（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行借入の返済に使ってはならない。外商投資企業は、外貨資本金の人民元転による人民元資金で使用済みの銀行借入（委託貸付による借入を含む）の返済に充当する場合、銀行は人民元転をした当該企業に元の貸付契約書（または委託貸付契約書、以下同様）、貸出契約書に記載された用途に一致した人民元貸出資金の領収書（発票）、元の貸出銀行が発</p>

(四) 完善保证金专用外汇账户管理。外商投资企业原则上不得以外汇资本金结汇所得人民币资金交付各类保证金。境内个人或机构(不含银行)接受外商投资企业以外汇资本金交付的各类保证金,可向所在地外汇局申请开立保证金专用外汇账户。该账户的收入范围为“存入具有真实交易背景的保证金”;支出范围为“退回原划入账户”。银行应严格按照保证金专用外汇账户收支范围办理相关资金划转业务。保证金专用账户内资金不得结汇。

二、加强对外商投资企业对外借款的管理

(一) 外商投资企业对外借款,其外方股东出资须按期足额到位,其实际可对外借款额度按政策规定的借款额度上先乘以外方股东出资比例进行计算。

(二) 加强对外商投资企业逾期及展期外债的管理。外商投资企业借用外债发生逾期且未办理外债变更登记手续的,外汇局暂停受理其新借外债的登记申请。外商投资企业借用的短期外债发生逾期或展期,且实际借款期限(自该笔外债的首次提款日至当前日期或新约定的到期日)超过1年的,按发生额将此笔外债纳入外商投资企业对外借款额度控制。

三、进一步规范土地保证金账户管理

竞标土地使用权应按规定通过保证类专用账户进行。外国投资者竞标土地使用权的保证类专用账户名称变更为“竞标土地使用权的保证类专用外汇账户”(以下简称土地保证金账户)。该账户的收入范围调整为“存入以招标、拍卖、挂

行した貸出実行ステートメントなど貸出資金の使用完了を証明する資料の提出を要求し、今後の審査に対応するためその資料の写しを取って保管しなければならない。

(四) 保証金専用外貨口座管理の健全化。外商投資企業は、原則として外貨資本金の人民元転による人民元資金で各種保証金の支払いに使ってはならない。域内個人または機構(銀行を含まず)は、外商投資企業が外貨資本金で支払った各種保証金を受取る場合、所在地の外管局に保証金専用外貨口座の開設を申請することができる。同口座の収入範囲は「真実な取引背景のある保証金の入金」、支出範囲は「元の送金口座に返金」となる。銀行は、保証金専用外貨口座収支範囲に従って厳格に資金の振替業務を行わなければならない。保証金専用口座内の資金を人民元転してはならない。

二、外商投資企業による対外債務管理を強化

(一) 外商投資企業が対外債務を借り入れる場合、当該企業の外資株主は期限通りに出資金額を払い込まなければならない。その実際の外債限度額は、政策規定に基づく設定した外債限度額に、外資株主による実際に払込済の資本金の比率を掛けて計算する。

(二) 外商投資企業による外債の期限超過、期限延長管理の強化。外商投資企業の外債が期限超過し、且つ外債変更登記手続きを取扱わない場合、外管局は当該企業の新規外債に関する登記申請を一時的に停止する。外商投資企業の短期外債が期限超過、または期限延長となり、且つ実際の借入期限(当該外債の初回引出日から現在日または新たに約定した期限日まで)が1年を超えた場合、当該外債を発生額に基づいて外商投資企業の外債限度額コントロールに算入する。

三、土地保証金口座管理を更に規範化

土地使用権の入札は、規定に基づいて保証類専用口座を通じて行う。外国投資者が土地使用権を入札するための保証類専用口座の名称を「土地使用権入札用保証類専用外貨口座」(以下、土地保証金口座と略称)に変更する。当該

牌等方式转让土地使用权所收取的外汇保证金”；支出范围调整为“经所在地外汇局核准将原币划转至外国投资者后续成立的外商投资企业外汇资本金账户、按原路经汇出境外，或凭原划出核准件划回原外商投资企业的外汇资本金账户”。土地保证金账户内资金不得结汇。

四、完善个人资产变现专用外汇账户管理

境内个人收取向外国投资者转让所持境内企业股份或其他权益所得的，应向所在地外汇局申请开立资产变现专用外汇账户（以下简称资产变现账户）。银行办理资产变现账户资金结汇时，应留存相应的转股收汇外资外汇登记表复印件。

境内个人可凭相应资产变现收入完税凭证向银行申请办理资产变现账户资金结汇。境内个人以资产变现账户资金结汇所得人民币支付本次资产变现收入税款的，可直接凭缴税通知书办理结汇，无须提供相应的资产变现收入完税凭证。

本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不一致的，以本通知为准。请各分局、外汇管理部尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

二〇一一年十一月九日

口座の収入範囲は「入札、競売、公示等の方式で土地所有権を譲渡する場合、入金した外貨保証金」、支払範囲は「所在地の外貨管理局の承認後、外国投資者が後日設立した外商投資企業の外貨資本金口座へ振替える、当初のルートで域外に送金する、または当初の振替批准書に従い当初の外商投資企業の外貨資本金口座に振替える」に変更する。土地保証金口座内の資金は人民幣転してはならない。

四、個人資産売却専用外貨口座管理を改善
域内個人は域内企業の持分を外国投資者に譲渡することを通じて獲得した収入、または他の資産譲渡による収入を受領する場合、所在地の外貨管理局に資産売却専用外貨口座（以下、資産売却口座と略称）の設立を申請する。銀行は資産売却口座資金の人民幣転を取扱う場合、関連の持分譲渡外貨収入外資外貨登記表（コピー）を保存しなければならない。

域内個人は関連の資産売却収入納税証憑を持参して銀行に資産売却口座の資金人民幣転を申請できる。域内個人は資産売却口座の資金を人民幣転して獲得した人民幣で、当該資産売却収入の税金を支払う場合、納税通知書に基づき人民幣転を行うことができ、関連の資産売却収入納税証憑を提出しなくてもよい。

本通知は公布日より実施する。従来の規定が本規定と一致していない場合、本通知に準ずる。各分局、外貨管理部門は速やかに本通知を管轄内の中心支局、支局と銀行に転送されたい。執行にあたり問題があれば、早急に国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックされたい。

二〇一一年十一月九日

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255